



問 環境政策課
☎内線1563

平成29年度の茨城県における犬猫殺処分頭数は、犬が338頭、猫が375頭でした。平成25年度には犬が2158頭、猫が2773頭殺処分されていたので、年々殺処分の頭数は減少しています。茨城県では平成28年に「茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例」が制定されたことで、今年度もさまざまな取り組みを行っています。また、多くの動物愛護ボランティアの方々も殺処分頭数の減少に繋がっているものと思

います。ただ、市民の方々からの「飼えなくなった」「増えてしまった」などの苦情や相談が少なくなってきたわけではありません。根本的には、飼い主の飼育意識の向上が今後の殺処分頭数の減少には欠かせません。まずは飼う前に、『最後まで面倒を見ることができるか』『きちんとしつけを行うことができるか』『必要以上に繁殖させないか』『近所とのトラブルにならないか』など、よく考えてから飼いまししょう。

りんごが大好き、ふわふわアフロヘアーのやんちゃ坊主です。

家(中央)の愛犬、愛猫

【種類】トイプードル(オス1才)



右から マッシュ丸【種類】プードル×マルチーズ(オス1才)、にゃんこ先生【種類】MIX(オス1才)

二人とも仲良しです。変わっています(笑)

家(ひたち野東)の楽くん

ペットの写真募集中!

投稿者の氏名・電話番号と、ペットの名前・種類・性別・年齢を記入の上、メールか封書でお送りください。

【あて先】〒300-1292牛久市中央3-15-1「環境政策課わんにゃんこ」係

✉kankyouto@city.ushiku.ibaraki.jp

※封書の場合、写真は返却しません。

※掲載に不適切と思われる写真については、掲載しない場合がありますのでご了承ください。

犬、猫以外もOK
自慢のペットを
ご紹介ください!



消費生活の窓

ご相談は牛久市消費生活センターへ

相談日 月～金曜日

(午前9時～午後4時)

問 牛久市消費生活センター

☎830-8802

「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というのはがき・封書にご注意!!

「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」と名乗る機関から総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせと書かれたはがきを送られてきた。心当たりは全くないので無視してよいか」という相談が寄せられています。同様な架空請求の相談は4月、5月で約100件あり、一旦収まったと思われましたが、別の名称で相談が増加しています。

はがきの文面では、

裁判取り下げなどのご相談に関して、固定電話に連絡するように誘導しています。連絡がない場合は、「原告側の主張が全面的に受理される」「給料差し押さえおよび、動産、不動産の差し押さえ」などと脅して不安にさせる文言も記載されています。また、はがきだけでなく封書で送られてきたという相談も寄せられています。

はがき・封書が届いても絶対に連絡を取らないようにしてください。少しでも不安を感じたら、消費生活センターにご相談ください。

法務省管轄支局と名乗っていますが、法務省とは一切関係がありません。法務省の名前を不正使用して

